

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

～5年水張ルールについてお知らせ～

水田を活用し、畑作物(麦・大豆・飼料作物・野菜など)を生産している方、これから生産を行う予定の方へ重要なお知らせです。



令和9年度以降、過去5年間に一度も水稲作付(水張り)が行われていない田については、原則として交付金の交付対象外となります。

※ 災害復旧や基盤整備工事の対象で、水稲作付が困難な場合、5年間に一度も水張りが行われなくとも交付対象から除外されることはありません。

※ 一度交付対象外になると、原則交付対象水田に戻ることはありません。

※ 水張りは、水稲作付けにより確認することが基本となっています。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなされます。

○たん水管理を1か月以上行う

○連作障害による収量低下が発生していない

◆水張りの確認について

①水稲作付をした場合は、営農計画書の作物名に「水稲品種」を記入してください。

②水張りを行う場合は、1週間前までに「5年水張ルール実施計画書兼確認書」を協議会事務局まで提出してください。

⇒水張り開始と水張り終了時には、それぞれ写真を撮影し、「水張りに関する報告書」を提出してください。

③再生協議会で水張の開始と水張終了の合計2回確認します。

(水張り実施例)

年産	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
作物	出荷野菜	小麦	小麦	出荷野菜	出荷野菜	小麦		
交付対象	○	○	○	○	○	×対象外	×対象外	×対象外
	→				水張必須			
			水張実施	→				水張必須

Q:5年間に一度の水張りって何をしたらいいのですか？

A:水張りは、水稲作付けの場合と同等のたん水管理を行っていただくことが基本です。
以下の全ての確認と報告が必要です。

- ・水張りの確認は、たん水期間中に1か月あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認します。
- ・過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないかを確認します。

Q:ハウスを設置していますが、対象ですか？

A:ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることになります。

※野菜の畝を残して入水だけでも認められません。

Q:たん水管理で注意することはありますか？

A:注意点は次のとおりです。

- ・降雨や雪解け水などによるたん水は認められません。
- ・たん水管理は、水持ちがいい方法で、ほ場全体で実施してください。
- ・連作障害による収量低下が発生した場合は、交付対象水田から除外される場合があります。

Q 令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのでしょうか？

A1:令和4年度に水稲作付を行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、令和10年度以降は交付対象水田となりません。

A2:同様に令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田となりません。



Q:交付対象水田から外れてしまっても水張りをすればまた戻れますか？

A:戻ることはできません。今後交付対象作物の作付けの可能性がある水田は、全て水張りをしてください。

日野町農業再生協議会（JAグリーン近江日野東支店2階）

〒529-1602 日野町河原二丁目55番地 メール:hinosuiden@rmc.ne.jp

電話:0748-52-6420 Fax:0748-52-6421